

(仮称) 太田市外三町広域斎場整備基本計画

(素案)

概要版

令和3年12月

太 田 市

千代田町

大 泉 町

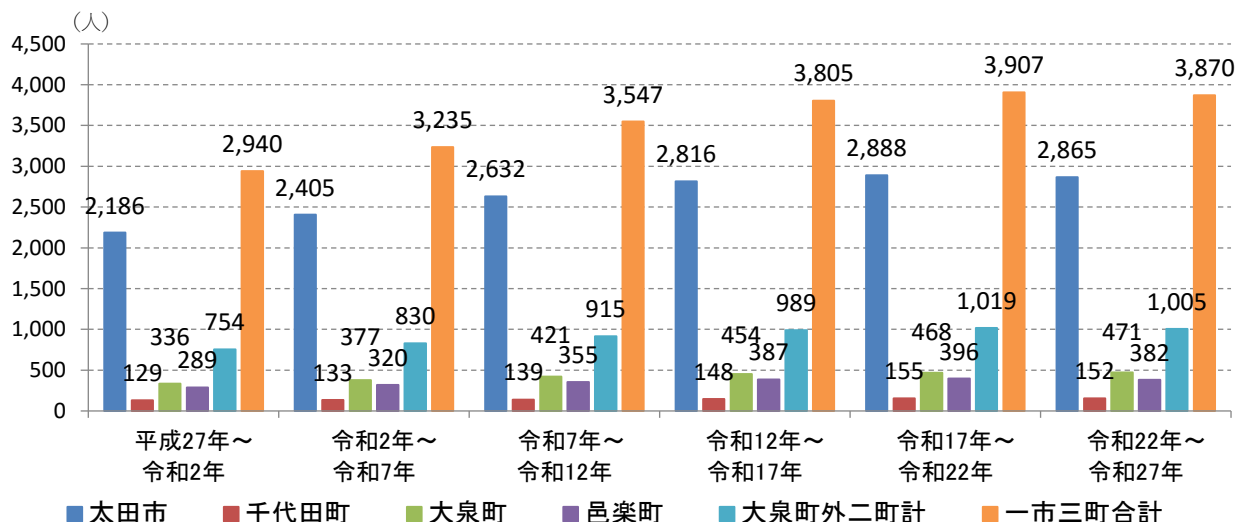
邑 楽 町

1. 計画策定の背景及び目的

太田市斎場及び大泉町外二町斎場は、供用開始から 40 年以上が経過し、施設の経年劣化も顕著となっている。今後さらなる高齢化が進み、火葬需要の一層の増加が予想される状況下において、太田市・千代田町・大泉町・邑楽町の一市三町は、総合的な事務の効率化、スケールメリットによる財政負担の軽減等を勘案し、広域連携による新斎場の建設にあたり事業を計画的に進めるため、整備基本計画を策定する。

2. 死亡者数の推計

死亡者数の推計は次のとおりであり、一市三町のピーク期は令和 17 年から令和 22 年となる。



死亡者数の推計結果（5年間の年平均、年数期間は10月～9月）

3. ピーク期に想定される火葬数と必要火葬炉数

死亡者数の推計結果から、現在の火葬状況をもとに算出したピーク期（令和 17 年から令和 22 年）に想定される火葬数は、1 日最大 21 件となる。

1 日当たりの必要火葬能力に対する火葬炉の回転数と必要火葬炉数

	太田市	大泉町外二町	合計	一市三町共同
1 日当たりの必要火葬能力	13 件	8 件	21 件	21 件
必要火葬炉数 2.5 回転/基	6 基	4 基	10 基	9 基

一市三町共同での必要火葬炉数は 9 基となり、太田市と大泉町外二町でそれぞれ単独で整備した場合と比べ、1 基減となる。

なお、小動物の火葬ニーズがあることから、小動物炉 1 基を設置する。

4. 施設整備の基本方針

① 葬送の多様化に対応できる施設づくり

⇒将来の火葬需要や葬送の多様化への対応が可能な施設とする。

② 人生の終焉の場にふさわしい落ち着きとやすらぎを感じる施設づくり

⇒自然光を取り入れるなど、明るい雰囲気でありながらも、落ち着きとやすらぎの感じられる施設とする。

③ 人にやさしく安心して利用できる施設づくり

⇒静寂性があり、交通の利便性を考慮した立地とし、ユニバーサルデザインの採用や分かりやすい動線など、利用者に配慮した施設とする。

④ 周辺環境に配慮した施設づくり

⇒周辺環境に配慮したやさしい施設とする。

⑤ 維持管理がしやすく効率的な施設づくり

⇒コンパクトで効率的な施設配置による事業費の削減や維持管理費の低減化を目指す施設とする。

5. 施設計画の考え方

告別室と収骨室は設けず、炉前ホールを一体化させた1基1炉前ホールとしユニット化を採用する。

火葬炉1基で炉前ホールを構成した場合の特徴

告別	見送り	収骨	火 葬		特 徴
炉前ホール 1			前室	火葬炉 1	・ 炉前ホールが火葬炉1基での占有であるため、他の火葬の影響を受けずに告別・収骨を行うことが可能である。 ・ 会葬者は火葬中も炉前ホールに滞在することができる。 ・ 火葬の予約時間の遅延にも対応しやすい。
炉前ホール 2			前室	火葬炉 2	

6. 共同整備によるメリット

事業費については、一市三町共同での斎場整備の場合、約39億2,350万円（税別）となり、太田市と大泉町外二町でそれぞれ単独で斎場を整備した場合の合計、約49億1,900万円（税別）と比べ、約9億9,550万円（税別）の負担減となる。

経常費については、一市三町共同での斎場整備の場合、年間当たり約1億1,614万円（税別）となり、太田市と大泉町外二町でそれぞれ単独で斎場を整備した場合の年間当たりの合計、約1億6,363万円（税別）と比べ、約4,749万円（税別）の負担減となる。

7. 新斎場建設地の検討

建設地は、大泉町外二町斎場及びその隣接地とする。

建設地の検討にあたり、既存の斎場がある①太田市斎場、②大泉町外二町斎場及びその隣接地について、評価項目をもとに評価を行った。

- ① 太田市斎場は、市街地に立地しており、既存施設を運営しながらスムーズな建設は難しく、工期が長くなる。
- ② 大泉町外二町斎場及びその隣接地は、都市計画決定の変更手続きが必要となるが、敷地に余裕があるため隣接地で工事が行いやすい。

8. 配置計画の検討

隣接地を活用し、小規模式場も含めて新斎場を建設する。

- ・ 隣接地での建設であれば、既設斎場の火葬への影響を最小限にすることができ、建設工事を行いやすく工期への影響も少ない。
- ・ 既存式場を利用する場合、動線の課題や大規模改修の必要性がある。会葬者が利用しやすいこと、小規模葬が主流であることを考慮して、新規の小規模式場を建設する。

参考配置計画(大泉町外二町斎場及びその隣接地)



9. 導入する事業手法

従来方式で新斎場の整備を進める。

- ・従来方式は、火葬炉業者、設計業者、建設業者を別々に選定するが、応募者の中で最も優れた企業を選ぶことができ、各企業が持つノウハウや新技術を設計・建設に取入れることが可能となる。
- ・発注者の意向を柔軟に反映させやすい点に優位性があり、実施設計段階でも要望や計画変更に対し、一市三町で常に協議しながら対応していくことができる。
- ・建設工事は、入札により競争原理が働くことから、コスト縮減も可能であり、発注を分けることにより地元企業も参加しやすくなる。
- ・運営に関しては、業務委託や指定管理者制度等を検討し、コスト縮減に取り組む。

10. 事業スケジュール

令和7年度中の供用開始を予定する。

従来方式での想定する事業スケジュール

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主な内容	基本計画	都市計画決	定変更手続き			
		基本設計	実施設計	建設工事	→ 供用開始	
					既設	解体工事
						外構工事

